

団体役員

なかぞの ひでき
中園 秀

私の視点

siten@asahi.com

◆宿泊施設

聴覚障害者の利用にも配慮を



私は聴覚障害者です。

最近、高齢者や障害者に配慮した客室を用意するホテル・旅館が増えている。

昨年、バリアフリー新法が成立し、高齢者障害者移動円滑化促進法施行令で、ホテルや旅館に対し、「客室が50以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一つ以上設けなければならない」と規定された影響が大きい。

障害者の範囲には聴覚障害者も含まれるが、配慮を

しているホテル・旅館は少ない。聴覚障害者は、いったん客室に入るとお手上げだ。ドアのチャイムやテレビの音声情報もわからない。非常ベルの音や館内アナウンスも聞こえず、火災などで命を落としかねない危険もある。

聞こえる人は、テレビの音声を消してみることで聴覚障害者の不便さの一部を体験できる。情報が入らないと生活上、さまざまな不便、不安を感じるはずだ。情報障害は歩行などの障害とまったく異なる配慮が必要になるが、障害が見えにくいだけに、生活上の不便さはなかなか理解できず、軽視されているようだ。

聴覚障害者への配慮を希望すると、法律などに記載していることは用意するが、そうでないものはやりたがらない風潮がある。

聴覚障害者への配慮を希望すると、法律などに記載していることは用意するが、そうでないものはやりたがらない風潮がある。基準が異なる以上、情報障害、歩行障害など障害別に細かく分け、バリアフリー化を法律で義務づけていただきたい。なお、聴覚障害者の場合は基本的には客室などに特別な変更を加える必要はない。火災警報機に連動した電光文字表示機などのキットを用意し、必要に応じて貸し出せばよい。ちなみに、階段をスロップ化すると1カ所につき1千万円以上の費用がかかるが、聴覚障害者関係は数十万円の費用で済む。

法律は障害の相違に関係なく、公平に配慮しなければならないはずだ。今回の施行令は、配慮の必要性を歩行障害に限定したことによって、逆に聴覚障害者への配慮や自立、社会参加を妨げている面がある。施設側や国家にとっても経済的な損失ではないか。

米国の「障害を持つ米国民法」は、「聴覚障害者には光、音増幅、振動、文字で知らせなければならぬ」と規定し、事前に申請があれば、ホテル側の責任で聴覚障害者用のキットを貸し出している。違反すれば裁判にかけられる。これくらいの厳しさはあってもよいと思う。

政治家も経営者も年を取れば、目、耳、足などに不便を感じるはずだ。高齢者や障害者に配慮した設計・デザインは、他ならぬ自分の問題でもあるという意識を持ち、バリアフリー化を推進することが肝心だと思う。聴覚障害者の立場を一刻も早く政策の中に盛り込んでいただきたい。